



熊本県公報

第12842号
令和元年(2019年)
7月23日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
 - 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 登 載 依 頼**
- 令和元年度(2019年度)第1回熊本県公共事業再評価監視委員会
の開催…………… (公共事業再評価監視委員会) 1
 - 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部交通規制課) 2

告 示

熊本県告示第190号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和元年(2019年)7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社リンク メディカル	リエゾン訪問看護ステーション くまもと	玉名市永徳寺4 14-6	令和元年 (2019年)8月1 日	訪問看護

熊本県告示第191号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和元年(2019年)7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社リンク メディカル	リエゾン訪問看護ステーション くまもと	玉名市永徳寺4 14-6	令和元年 (2019年)8月1 日	介護予防訪問看護

登 載 依 頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号

令和元年度(2019年度)第1回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。
令和元年(2019年)7月23日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
令和元年(2019年)7月31日(水)
午後1時から午後5時まで
- 2 開催場所

- 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事
令和元年度(2019年度)公共事業再評価対象事業について
 - 4 傍聴者の定員
10人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
(2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
 - 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県土木部土木技術管理課)
電話 096-333-2490

熊本県公安委員会規則第2号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年7月23日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3高速自動車国道九州横断自動車道の項中「上益城郡御船町大字高木字上倉津和4989番1」を「上益城郡山都町大字北中島字西田1623番1」に改め、同表一般国道3号の項中「葦北郡津奈木町大字千代字湯尻490番2」を「水俣市陣内字榎迫317番31」に改め、同表一般国道218号の項中「上益城郡山都町馬見原25番」を「上益城郡山都町大字上寺字下前田1744番17」に、「上益城郡山都町長崎152番21地先」を「上益城郡山都町大字長崎字萩野153番 地先」に改め、同項の次に次のように加える。

一般国道218号	宇城市松橋町浦川内字中当897番1地先から 宇城市松橋町萩尾字竜淵855番5地先まで
----------	---

別表第1の3一般国道265号の項中「上益城郡山都町馬見原25番」を「上益城郡山都町大字馬見原25番」に改め、同表一般国道266号の項の次に次のように加える。

一般国道266号	天草市亀場町亀川11番3地先から 天草市志柿町6634番8地先まで
一般国道266号	上天草市松島町合津6004番1地先から 上天草市大矢野町登立2880番37地先まで
一般国道266号	上天草市大矢野町登立2880番37地先から 宇城市三角町三角浦509番3地先まで
一般国道324号	天草市大浜町1番14地先から 天草市亀場町亀川12番2地先まで
一般国道324号	天草市志柿町6634番1地先から 天草市有明町上津浦字美の越1911番1地先まで
一般国道324号	天草市有明町上津浦字美の越1907番1地先から 上天草市松島町今泉字御手水2075番1地先まで
一般国道324号	上天草市松島町今泉字御手水2075番1地先から 上天草市松島町合津字景5975番10地先まで

別表第1の3中

一般国道445号	上益城郡嘉島町大字鯉1772番1地先から 上益城郡御船町大字辺田見字中道156番1地先まで	を
----------	--	---

一般国道445号	上益城郡嘉島町大字鯉1772番1地先から 上益城郡御船町大字辺田見字中道156番1地先まで	に
一般国道445号	上益城郡山都町大字北中島字冷水1139番1地先から 上益城郡山都町大字上寺字下前田1744番16地先まで	

改め、同表主要地方道玉名山鹿線の項の次に次のように加える。

主要地方道 菊池赤水線	阿蘇市車埴字大平369番58地先から 阿蘇市赤水字小割前810番41地先まで
----------------	---

別表第1の3主要地方道熊本益城大津線の項中「上益城郡益城町大字小谷1604番8地先」を「上益城郡益城町大字小谷字上深迫1859番 地先」に改め、同表一般県道辛川鹿本線の項中「熊本市東区鹿埴瀬町303番13」を「熊本市東区鹿埴瀬町505番2」に、「熊本市東区鹿埴瀬町505番2」を「菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2144番3」に改め、同表一般県道稲佐津留玉名線の項の次に次のように加える。

一般県道 中小野浦川内線	宇城市松橋町浦川内字古野2421番1地先から 宇城市松橋町浦川内字深川1244番1地先まで
-----------------	--

別表第1の3一般県道原植木線の項の次に次のように加える。

一般県道 北外輪山大津線	阿蘇市車埴369番1地先から 菊池郡大津町大字引水字三吉原803番4地先まで
-----------------	---

別表第1の3市道工業団地2号線の項の次に次のように加える。

市道 浦川内古野線	宇城市松橋町浦川内字上野2605番1地先から 宇城市松橋町浦川内字古野2421番1地先まで
--------------	--

別表第1の3町道今城中辺田見線の項の次に次のように加える。

町道 熊本総合団地3号線	上益城郡益城町大字広崎字大野1497番3地先から 上益城郡益城町大字古閑字崎久保130番1地先まで
-----------------	--

附 則
この規則は、令和元年7月31日から施行する。